



第18回定時株主総会招集ご通知

平成27年12月11日〔金〕午後1時

セルリアンタワー東急ホテル内 地下2階 ボールルーム

〔受付開始予定：午後0時15分〕

株主総会にご出席いただけない方

同封の議決権行使書のご返送またはインターネット等により
議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

株式会社サイバーエージェント

〔証券コード：4751〕

第18回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
事業報告	6
連結計算書類	16
計算書類	18
監査報告書	20

株主総会会場ご案内図

株主のみなさまへ



株主のみなさまには平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は5年で連結売上高の約8割をスマートフォン事業に転換。平成25年の先行投資期から3倍の営業利益を計上し、平成27年9月期は過去最高の業績を更新いたしました。

平成27年のスマートフォン広告市場は29.8%増(注1)、スマートフォンゲーム市場は13.3%増(注1)と高成長が見込まれる中、当社は順調にシェアを拡大しております。

平成28年9月期は、この好調なインターネット広告事業とゲーム事業の利益を積み上げ、中長期の柱として新たなメディア事業を育てるべく、先行投資を強化してまいります。

現在スマートフォンの普及率は60.6%(注2)と過半数を超え、特に若い人を中心にスマートフォンで動画を見ることが習慣化しています。当社は、動画を強化分野として位置づけ、立ち上げに尽力してまいります。

今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年11月

代表取締役社長 藤田 晋

※出所 (注1)CyberZ/シード・プランニング「スマートフォン市場動向調査」及び「2015年 スマートフォン広告市場動向調査」

(注2)内閣府経済社会総合研究所「消費動向調査(平成27年3月実施調査結果)」

会社説明会開催 のご案内

定時株主総会終了後、引き続き株主総会会場におきまして、「会社説明会」を開催いたします。
お時間の許す株主様には定時株主総会とあわせてご参加賜りますようお願い申し上げます。
「会社説明会」は、約1時間を予定しております。

招集ご通知

証券コード4751
平成27年11月20日

株 主 各 位

東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号
株式会社サイバーエージェント
代表取締役社長 藤田 晋

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、平成27年12月10日（木曜日）午後7時までには議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時

平成27年12月11日（金曜日）午後1時
（受付開始予定：午後0時15分）
2. 場 所

東京都渋谷区桜丘町26番1号
セルリアンタワー東急ホテル内 地下2階 ボールルーム
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項

報告事項

1. 第18期（平成26年10月1日から平成27年9月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第18期（平成26年10月1日から平成27年9月30日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 監査役1名選任の件

招集ご通知

株主総会参考書類
P4

事業報告
P6

連結計算書類
P16

計算書類
P18

監査報告書
P20

招集にあたっての決定事項

(1) 代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) 議案に対して賛否の記載がない場合

書面による議決権行使の際に議案に対して賛否の記載がない場合は、賛成の議決権行使があったものとしてお取扱いいたします。

(3) 重複行使の取扱い

議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネット等でも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとさせていただきます。

またインターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

(4) 議決権の不統一行使

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「主要な事業内容」、「主要な拠点等」、「主要な借入先の状況」、「その他企業集団の現況に関する重要な事項」、「新株予約権等の状況」、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」、「連結計算書類」の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表、ならびに「計算書類」の株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.cyberagent.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告の内容、連結計算書類の内容及び計算書類の内容に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.cyberagent.co.jp>) に掲載させていただきます。

議決権行使について



株主総会への出席

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。



郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**平成27年12月10日(木曜日)午後7時まで**に当社株主名簿管理人に到着するようにご返送ください。
なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。



インターネット等による議決権行使

- (1) パソコン、スマートフォンまたは携帯電話等から当社株主名簿管理人が運営する**議決権行使ウェブサイト** (<http://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書・出席票用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご入力の上、画面の案内に従って、**平成27年12月10日(木曜日)午後7時まで**に賛否をご登録ください。
なお、セキュリティ確保のため、システム上の制約があります。詳細につきましては、下記のお問い合わせ先にご相談ください。
- (2) インターネット等による議決権行使が複数回なされた場合は、最後のものを有効な議決権行使といたします。
- (3) 郵送による議決権行使とインターネット等による議決権行使が重複してなされた場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使といたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主の皆様のご負担となります。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、議決権行使にあたり当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

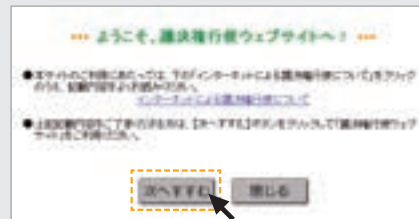
システム等に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート

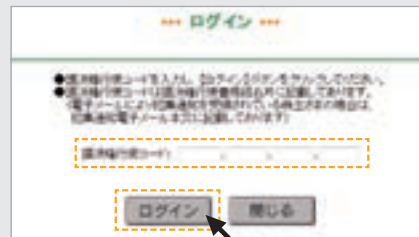
0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

▶ パソコン・スマートフォンによるアクセス手順

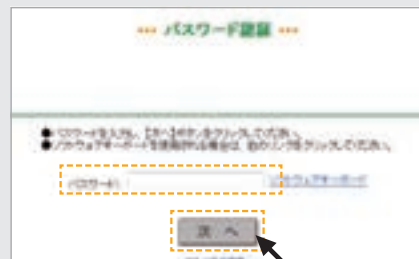
1 WEBサイトへアクセス



2 ログインする



3 パスワードの入力



4 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。



第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識しており、事業の成長、資本効率の改善等による中長期的な株式価値の向上とともに、配当を継続的に実施していきたいと考えております。連結業績、単体の資金繰り等を考慮した財務の健全化、将来の事業展開のための内部留保等を総合的に勘案し、決定してまいります。

第18期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1	配当財産の種類	金銭といたします。
2	配当財産の割り当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金50円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は金3,138,425,000円となります。
3	剰余金の配当が効力を生じる日	平成27年12月14日（月曜日）といたしたいと存じます。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役沼田功氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

再任

社外

ぬ ま た い さ お
沼田 功

所有する当社の株式数
32,284株

(昭和39年6月13日生)

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

昭和63年4月 大和証券(株)（現(株)大和証券グループ本社）入社
平成12年7月 ファイブアイズ・ネットワークス(株)
代表取締役就任（現任）
平成12年12月 当社社外監査役就任（現任）
平成21年12月 SBL(株)代表取締役就任（現任）



(注)

1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 監査役との責任限定契約について

当社と沼田功氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

3. 沼田功氏は、社外監査役候補者であります。

4. 社外監査役候補者の選任理由及び社外監査役としての独立性について

(1) 沼田功氏につきましては、会社経営・株式市場に関する豊富な経験、知識等を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって15年となります。

(2) 当社は、沼田功氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しており、本総会において同氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

平成27年3月末における一般世帯のスマートフォン普及率は60.6%（注1）まで拡大し、平成27年のスマートフォン広告市場は、前年比29.8%増の3,903億円（注2）、スマートフォンゲーム市場は、前年比13.3%増の7,462億円（注2）と高成長が見込まれます。

このような環境のもと、当社グループは、スマートフォン関連事業に経営資源を集中し、当連結会計年度におけるスマートフォン関連の売上高は、売上高構成比（投資育成事業の売上高を除く）の77.9%まで拡大しております。

この結果、当社グループの当連結会計年度における売上高は254,381百万円（前年同期比23.9%増）、営業利益は32,747百万円（前年同期比47.4%増）、経常利益は32,314百万円（前年同期比45.6%増）、当期純利益は14,792百万円（前年同期比54.8%増）となりました。

出所

（注1）内閣府経済社会総合研究所

「消費動向調査（平成27年3月実施調査結果）」

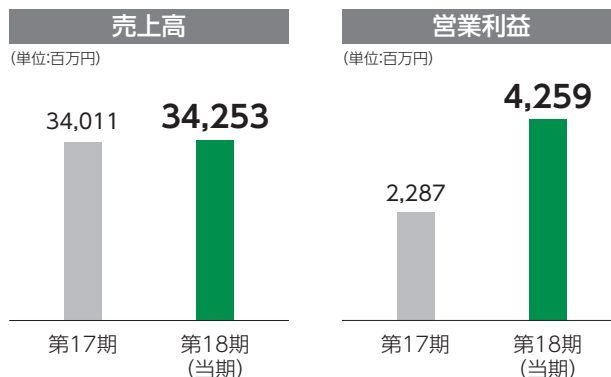
（注2）CyberZ/シード・プランニング「スマートフォン市場動向調査」及び
「2015年 スマートフォン広告市場動向調査」

セグメント別の業績は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しておりますので、以下の前年同期比較については、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

① Ameba事業

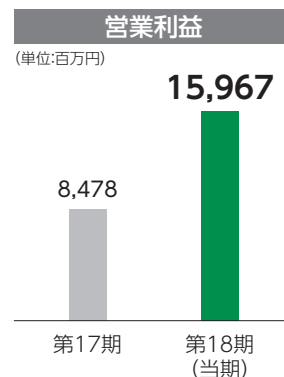
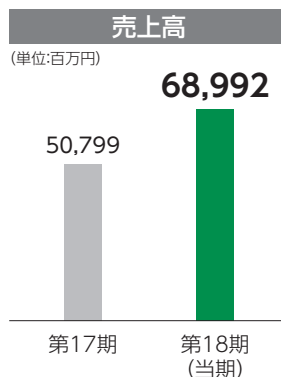
「Ameba」のネイティブアプリのサービス拡充や運用・改善、構造改革等の成果により、売上高は34,253百万円（前年同期比0.7%増）、営業損益は4,259百万円の利益計上（前年同期比86.3%増）となりました。また、更なる成長・クリエイティブ強化のため、「Ameba」のロゴを一新し、ブランドの統一を行っております。



② ゲーム事業

ゲーム事業には、(株)Cygames、(株)サムザップ、(株)アプリボット等が属しております。

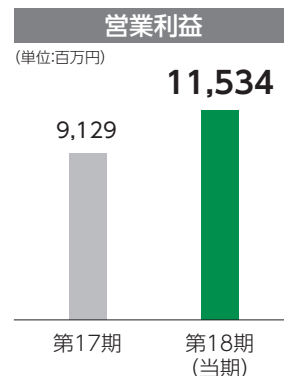
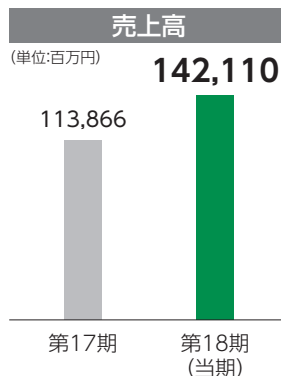
ネイティブゲームが牽引し、売上高は68,992百万円（前年同期比35.8%増）、営業損益は15,967百万円の利益計上（前年同期比88.3%増）となりました。



③ インターネット広告事業

インターネット広告事業には、インターネット広告事業本部、(株)CyberZ等が属しております。

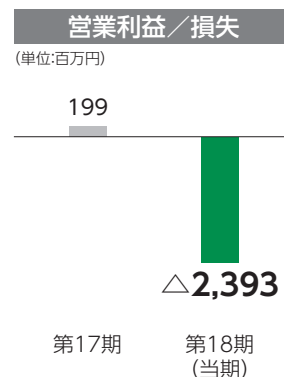
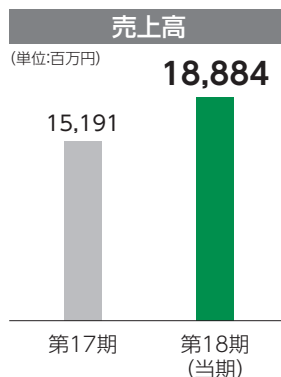
スマートフォン広告の順調な販売等により、売上高は142,110百万円（前年同期比24.8%増）、営業損益は11,534百万円の利益計上（前年同期比26.3%増）となりました。



④ メディアその他事業

メディアその他事業には、動画事業、トークアプリ「755」等の新規事業、㈱シーエー・モバイル、㈱ウエディングパーク等のメディア事業が属しております。

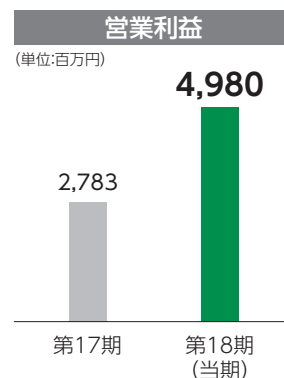
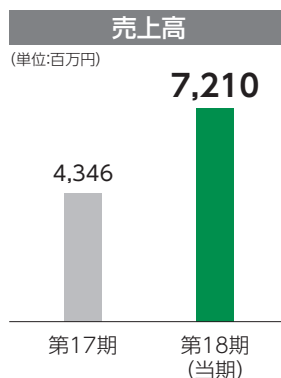
新規事業の立ち上げに伴う先行投資により、売上高は18,884百万円（前年同期比24.3%増）、営業損益は2,393百万円の損失計上（前年同期間199百万円の利益計上）となりました。



⑤ 投資育成事業

投資育成事業には当社のコーポレートベンチャーキャピタル事業、㈱サイバーエージェント・ベンチャーズにおけるファンド運営等が属しており、キャピタルゲインを目的とした国内及びアジア圏等の有望なベンチャー企業の発掘・育成・価値創造等を行っております。

保有株式の売却等により、売上高は7,210百万円（前年同期比65.9%増）、営業損益は4,980百万円の利益計上（前年同期比79.0%増）となりました。



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は3,084百万円で、主要なものはサーバー及びネットワーク関連機器の購入に伴うものであります。

(3) 資金調達の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき重要な事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、以下3点を主な経営課題と認識しております。

- ① Ameba・メディア事業
動画等の新規事業の立ち上げを通じた収益性の向上
- ② インターネット広告事業
スマートフォン向け広告・アドテクノロジー分野の強化
- ③ 技術力・クリエイティブ力の強化
優秀な技術者・クリエイターの採用・育成

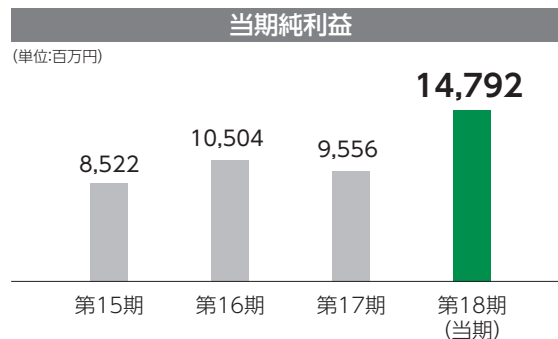
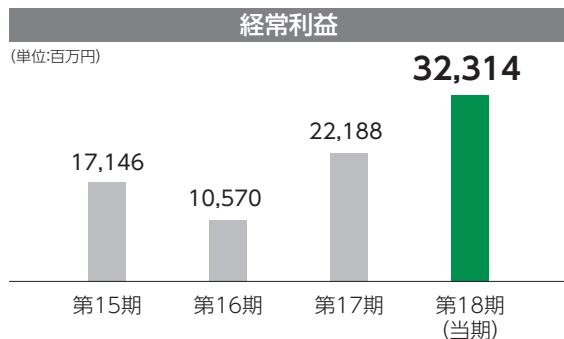
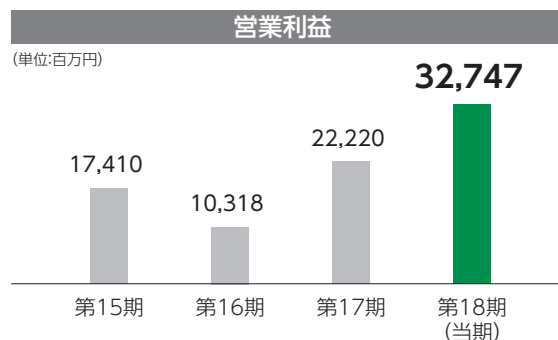
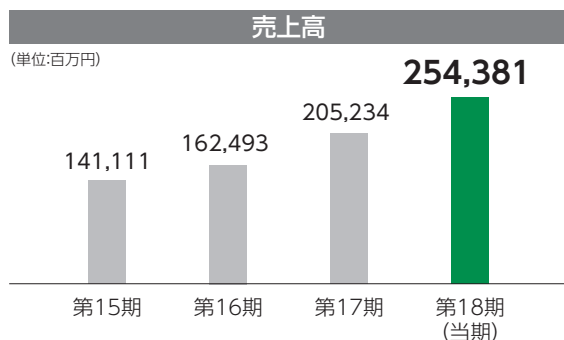
これらの経営課題を解決して事業拡大・成長し続けるために、事業拡大に応じた内部管理体制やコーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、Amebaを中心としたメディア企業としてのブランドの浸透や人材採用・育成の強化に積極的に取り組んでまいります。

(9) 財産及び損益の状況

区 分	第 15 期 (平成24年 9 月期)	第 16 期 (平成25年 9 月期)	第 17 期 (平成26年 9 月期)	第 18 期 (当連結会計年度) (平成27年 9 月期)
売 上 高 (百万円)	141,111	162,493	205,234	254,381
営 業 利 益 (百万円)	17,410	10,318	22,220	32,747
経 常 利 益 (百万円)	17,146	10,570	22,188	32,314
当 期 純 利 益 (百万円)	8,522	10,504	9,556	14,792
1 株当たり当期純利益 (円)	131.62	166.41	153.07	236.18
総 資 産 額 (百万円)	136,366	81,425	100,545	131,188
純 資 産 額 (百万円)	43,594	50,587	63,175	77,702
1 株当たり純資産額 (円)	645.18	731.86	872.69	1,062.74

(注) 当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行いました。このため、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。

● 損益の状況の推移グラフ



(10) 従業員の状況 (平成27年9月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,432名 (1,983名)	373名増 (279名増)

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び派遣社員等の臨時従業員は、() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,663名 (487名)	10名増 (31名減)	31.1歳	4.5年

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び派遣社員等の臨時従業員は、() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(11) 重要な子会社の状況 (平成27年9月30日現在)

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
(株)Cygames	62百万円	61.9%	ゲーム事業
(株)サムザップ	100百万円	100.0%	ゲーム事業
(株)CyberZ	40百万円	100.0%	スマートフォン向け広告に特化した広告代理事業

2. 会社の現況に関する事項

(1) 株式の状況 (平成27年9月30日現在)

① 発行可能株式総数	252,853,200株
② 発行済株式の総数 (自己株式数444,800株を除く)	62,768,500株
③ 株主数	15,753名
④ 大株主 (上位10名)	

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
藤田 晋	13,554,800	21.59
TAIYO FUND, L.P.	3,109,300	4.95
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A/C NON TREATY	2,766,649	4.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,789,900	2.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,751,000	2.79
JP MORGAN CHASE BANK 380055	1,097,141	1.75
SAJAP	1,058,700	1.69
THE BANK OF NEW YORK 133524	911,000	1.45
THE BANK OF NEW YORK 132812	828,100	1.32
BBH FOR OPPENHEIMER GLOBAL OPPORTUNITIES FUND	800,000	1.27

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年9月30日現在）

会社における地位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤 田 晋	Ameba・メディア事業管轄	
取締役副社長	日 高 裕 介	ゲーム事業管轄	
専務取締役	岡 本 保 朗	インターネット広告事業管轄	
常務取締役	中 山 豪	本社機能管轄、投資育成事業管轄	
常務取締役	小 池 政 秀	Ameba事業管轄	
取締役	山 内 隆 裕	スマートフォン広告事業管轄	
取締役	宮 崎 聡	(株)7gogo担当	
取締役	ト 部 宏 樹	(株)AbemaTV担当	
常勤監査役	塩 月 燈 子		
監査役	堀 内 雅 生		(株)U-NEXT取締役管理本部長
監査役	沼 田 功		ファイブアイズ・ネットワークス(株) 代表取締役 SBL(株)代表取締役

- (注) 1. 監査役堀内雅生氏及び監査役沼田功氏は、社外監査役であります。
2. 監査役沼田功氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 常勤監査役である塩月燈子氏は、会計及び監査に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社と監査役堀内雅生氏及び監査役沼田功氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	10名	460百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	15百万円 (5百万円)
合 計 (うち社外役員)	13名 (2名)	475百万円 (5百万円)

(注) 取締役の支給額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（取締役36百万円）を含んでおります。

③ 社外役員に関する事項

- i. 他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

監査役堀内雅生氏は、(株)U-NEXTの取締役であります。なお、当社と(株)U-NEXTとの間に特別の利害関係はありません。

監査役沼田功氏は、ファイブアイズ・ネットワークス(株)及びSBL(株)の代表取締役であります。なお、当社とファイブアイズ・ネットワークス(株)及びSBL(株)との間に特別の利害関係はありません。

- ii. 他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

iii. 当事業年度における主な活動状況

	出 席 ・ 発 言 状 況
監査役 堀内雅生	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、主に財務・経理・税務・内部統制に関する豊富な経験、知識に基づく助言・提言を行っております。
監査役 沼田功	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、主に会社経営・株式市場に関する豊富な経験、知識に基づく助言・提言を行っております。

iv. 社外取締役を置くことが相当でない理由

現在、独立性の高い社外監査役2名が監査を実施しており、社外からの経営への監視・助言機能が十分に働き、その客観性・中立性が確保されていると考えておりますが、社外取締役を選任することによりコーポレート・ガバナンスの強化を図ることができると考えております。

しかしながら、その候補者には、当社経営・企業価値への理解及び当社経営からの独立性を有する必要があると考えております。適任者候補が見つかり、当該人物の同意が得られれば選任する方針でありますので、適切な人材の確保に向けて努めてまいります。

(3) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	58百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	58百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査結果の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等について、その適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成27年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	93,532	流動負債	52,013
現金及び預金	38,723	買掛金	24,599
受取手形及び売掛金	38,095	未払金	9,294
たな卸資産	65	短期借入金	20
営業投資有価証券	10,818	未払法人税等	10,605
繰延税金資産	2,278	繰延税金負債	187
その他	3,702	その他	7,307
貸倒引当金	△152	固定負債	1,472
固定資産	37,656	長期借入金	130
有形固定資産	7,616	勤続慰労引当金	530
建物及び構築物	3,013	資産除去債務	710
減価償却累計額	△810	その他	100
建物及び構築物（純額）	2,203	負債合計	53,486
工具、器具及び備品	11,047	(純資産の部)	
減価償却累計額	△5,660	株主資本	64,601
工具、器具及び備品（純額）	5,386	資本金	7,203
その他	26	資本剰余金	2,549
無形固定資産	17,955	利益剰余金	55,788
のれん	4,551	自己株式	△940
ソフトウェア	7,625	その他の包括利益累計額	2,105
その他	5,778	その他有価証券評価差額金	1,678
投資その他の資産	12,083	為替換算調整勘定	426
投資有価証券	6,682	新株予約権	234
繰延税金資産	2,148	少数株主持分	10,761
その他	3,391		
貸倒引当金	△138	純資産合計	77,702
資産合計	131,188	負債純資産合計	131,188

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（平成26年10月1日から
平成27年9月30日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売上高		254,381
売上原価		162,160
売上総利益		92,221
販売費及び一般管理費		59,473
営業利益		32,747
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	50	
投資有価証券評価益	84	
助成金収入	55	
その他	67	261
営業外費用		
支払利息	3	
持分法による投資損失	618	
その他	73	695
経常利益		32,314
特別利益		
関係会社株式売却益	3,069	
その他	203	3,272
特別損失		
減損損失	3,747	
その他	1,119	4,866
税金等調整前当期純利益		30,719
法人税、住民税及び事業税	14,632	
法人税等調整額	△1,573	13,059
少数株主損益調整前当期純利益		17,660
少数株主利益		2,868
当期純利益		14,792

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (平成27年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	41,167	流動負債	28,920
現金及び預金	9,389	買掛金	14,827
売掛金	18,021	未払金	5,387
仕掛品	56	未払費用	988
営業投資有価証券	7,205	未払法人税等	5,044
前渡金	80	前受金	805
前払費用	1,438	預り金	354
繰延税金資産	1,329	その他	1,512
その他	4,300	固定負債	1,091
貸倒引当金	△656	勤続慰労引当金	453
固定資産	32,265	資産除去債務	637
有形固定資産	5,556	負債合計	30,012
建物	2,058	(純資産の部)	
減価償却累計額	△592	株主資本	41,747
建物（純額）	1,466	資本金	7,203
工具、器具及び備品	8,412	資本剰余金	2,549
減価償却累計額	△4,322	資本準備金	2,289
工具、器具及び備品（純額）	4,090	その他資本剰余金	259
無形固定資産	4,602	利益剰余金	32,935
ソフトウェア	2,965	その他利益剰余金	32,935
その他	1,637	繰越利益剰余金	32,935
投資その他の資産	22,105	自己株式	△940
投資有価証券	3,530	評価・換算差額等	1,441
関係会社株式	12,117	その他有価証券評価差額金	1,223
出資金	51	為替換算調整勘定	218
関係会社長期貸付金	3,128	新株予約権	231
破産更生債権等	52		
繰延税金資産	1,933		
その他	1,606		
貸倒引当金	△315		
資産合計	73,432	純資産合計	43,420
		負債純資産合計	73,432

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（平成26年10月 1 日から
平成27年 9 月30日まで）

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		146,925
売上原価		110,027
売上総利益		36,897
販売費及び一般管理費		24,619
営業利益		12,278
営業外収益		
受取利息	27	
受取配当金	50	
投資有価証券評価益	84	
その他	41	203
営業外費用		
支払利息	1	
貸倒引当金繰入額	201	
その他	18	221
経常利益		12,259
特別利益		
関係会社株式売却益	3,410	3,410
特別損失		
減損損失	1,378	
移転費用	355	
関係会社整理損	430	
コーポレートロゴ等変更費用	323	
その他	685	3,174
税引前当期純利益		12,496
法人税、住民税及び事業税	5,698	
法人税等調整額	△608	5,089
当期純利益		7,406

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年10月29日

株式会社サイバーエージェント
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 勢 志 元 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 瀧 野 恭 司 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サイバーエージェントの平成26年10月1日から平成27年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイバーエージェント及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年10月29日

株式会社サイバーエージェント
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 勢 志 元 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 瀧 野 恭 司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サイバーエージェントの平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年10月29日

株式会社サイバーエージェント

監査役（常勤）	塩	月	燈	子	㊟
監査役	堀	内	雅	生	㊟
監査役	沼	田		功	㊟

（注）監査役堀内雅生及び監査役沼田功は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

<メ 毛 欄>

[illegible]

<メ モ 欄>

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

<メ モ 欄>

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

〒150-8512 東京都渋谷区桜丘町26番1号
連絡先 TEL 03-3476-3000(ホテル代表番号)



「渋谷駅」より徒歩5分

京王井の頭線

南改札西口

西 口

 ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC® C022915

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。